

平成15年第4回定例会

法定外税に関する2議案を可決

平成15年第4回定例会は11月21日に開会され、会期を12月9日までの19日間と決定しました。

初日は、区長より提出された議案16件を、所管の委員会に付託しました。11月26・27日には、9名の議員が一般質問を行い、区長の所信をたどりました。最終日の12月9日には、区長より提出された議案中、2件を賛成多数で、14件を全会一致で可決しました。次に、議員提出議案の意見書3件を全会一致で可決しました。

さらに、区長より提出された議案4件を所管の委員会に付託しました。そして、委員会審査のために本会議を休憩し、再開後の本会議で、これら4件を全会一致で可決しました。続いて、議員提出議案の意見書1件を賛成少数で否決しました。区民の皆さんから提出された請願・陳情については、11件を採択、1件を不採択、23件を閉会中の継続審査とし、1件の取下げを承認しました。

豊島区放置自転車等対策推進税条例を可決

同条例は、鉄道駅周辺における放置自転車等対策の推進を図るとともに、放置自転車等対策事業に要する費用の一部に充てるため、地方税法の規定に基づき、法定外目的税として、区内鉄道事業者に課税するものです。区内に所在する鉄道駅における前年度の乗車人員を課税標準とし、税率は、乗車人員千人につき740円です。施行は、総務大臣の同意を得た日以後、規則で定める日からとなります。

豊島区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議員の期末手当額を制度化し、期末手当の支給回数等を年3回から2回に改めるとともに、就職及び離職した月の報酬の支給方法を日割支給にするものです。また、日額旅費を5千円から3千円に減額するものです。施行は、期末手当の制度化については公布の日から、その他は本年4月1日からとなります。

豊島区狭小住戸集合住宅税条例を可決

同条例は、ゆとりある住宅・住環境を実現するため、地方税法の規定に基づき、法定外普通税として、狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為に対し、その建築主に課税するものです。区内に新たに生ずる集合住宅

豊島区国民健康保険産産費資金貸付条例を可決

国民健康保険法に規定する出産育児一時金の支給を受けるこ

可決した意見書(要旨)

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置及び小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求める意見書

15年度補正予算を可決

平成15年度補正予算2件を可決しました。

会計名	予算額	
	追加補正	総額
一般会計	(第4号)追加補正	6,131万9,000円
	総額	896億2,506万7,000円
老人保健医療会計	(第2号)追加補正	22億1,894万2,000円
	総額	218億5,761万5,000円

可決したその他の議案

●豊島区組織条例(一部改正) ●公益法人等への職員の派遣等に関する条例 ●豊島区行政委員会委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (一部改正) ●豊島区長、助役、収入役の給料等に関する条例 (一部改正) ●豊島区教育委員会教育長の給与等に関する条例 (一部改正) ●豊島区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (一部改正) ●和解の申立てについて ●職員の給与に関する条例 (一部改正) ●幼稚園教育職員等の給与に関する条例 (一部改正) ●職員等の退職手当に関する条例 (一部改正) ●幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (一部改正)

特別区道路線(2路線)を認定

次の2路線を、新たに特別区道として認定をしました。

- ◆路線名32・321 (起息北大塚二丁目902番4先(終息同31番先)
- ◆路線名12・811 (起息西池袋五丁目1千109番

長引く不況は、失業率の上昇、個人消費や設備投資の低迷などをもたらし、家計も企業も将来への不安から萎縮し、強い閉塞感に包まれている。とりわけ、経営基盤の脆弱な小規模企業者は、廃業のやむなきに至る者も少なくなく、商店街の空洞化等は地域振興にも暗い影を落としている。

民間社会福祉施設サービス推進補助事業再構築案に関する意見書

東京が昭和63年度から実施した小規模住宅用地に係る都市計画税を2分の1とする軽減措置は、区部に所在する宅地の約70%が適用を受け、既に制度として定着している。また、昨年度新たに実施した小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の税額を2割減免する措置は、小規模企業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力を与えるものである。よって、豊島区議会は、東京都に対し、左記事項について強く要望するものである。

現行の民間社会福祉施設サービス推進補助事業は、現在の保育水準を保障するためになくてはならないものとなっている。しかしながら今回の再構築案は、これまで長い年月をかけて積み上げてきた保育園としての実績や職員の経験年数などを全く無視し、経営効率のみを重視したものであり、保育実践の継続性を重視して取り組んできた保育所や経験に裏打ちされる専門的な知識や技術を蓄積した職員を多く有する保育所ほど、大きな打撃を受ける。

よって、豊島区議会は、東京都に対し、現行の保育水準と質を維持し、保育に携わる職員の経験や専門性を十分に配慮した制度とするよう強く求める。(東京都知事あて)

国民健康保険制度等に関する意見書

昨年10月からの医療制度改革により、老人保健において高額医療費の償還払い制度が設けられた。この制度では、事務が煩瑣であるため、最低3カ月以上償還金を受領することができない。この期間、低所得者の生活困窮も考えられ、高額医療費支給の制度改革が望まれている。

一方、国民健康保険においては、急速な高齢化の進展、老人医療の受給対象年齢の引上げ等により、医療費は年々増加傾向にある。また、保険料収入は、低所得者に加え、近年の経済情勢の低迷による無所得者等の増加など、構造的な要因を背景に、収納率の低下がより顕著になり、国民健康保険財政は悪化の一途を辿っている。

本区での一般会計からの繰入金については、平成14年度決算では47億円に達するとともに、保険料の利率についても、毎年引き上げていかなければ医療費を賄いきれない状況にある。よって、豊島区議会は、老人保健及び国民健康保険の制度の現状を深く認識するとともに、これらの問題点を速やかに解決するよう、左記事項について、強く要望する。

一、老人保健の高額医療費について、外来受診に係る費用で自己負担限度額を超えた場合、現物給付とすること。
一、国民健康保険の財政改善のため、必要かつ十分な国庫負担による財政支援措置を講じること。
(内閣総理・財務・厚生労働大臣あて)